

独占通常実施権： セットブラシ事件

【要旨】完全独占的通常実施権者であつてもこれに差止請求権を認めることは困難であるが、損害賠償請求をなし得る。

【判示】：通常実施権ひいては完全独占的通常実施権の性質は、無権限の第三者が当該意匠を実施した場合にも、実施権者の実施それ自体は何ら妨げられるものではなく、権利者が第三者にも実施許諾をすることは、実施権者に対する債務不履行とはなるにしても、実施許諾権そのものは権利者に留保されて在り、完全独占的通常実施権の場合にも右実施許諾権が実施権者に移付されるものではないのであるから、実施権者の有する権利が排他性を有するということとはできず、通常実施権者である限りは、それが完全独占的通常実施権者であつてもこれに差止請求権を認めることは困難であり、許されないものといわざるをえない。

完全独占的通常実施権においては、権利者は実施権者に対し、実施権者以外の第三者に実施権を許諾しない義務を負うばかりか、権利者自身も実施しない義務を負っており、その結果実施権者は権利の実施品の製造販売にかかる市場及び利益を独占できる地位、期待をえているのであり、そのためにそれに見合う実施料を権利者に支払っているのであるから、無権限の第三者が当該意匠を実施することは実施権者の右地位を害し、その期待利益を奪うものであり、これによつて損害が生じた場合には、完全独占的通常実施権者は固有の権利として直接侵害者に対して損害賠償請求をなし得るものと解するのが相当である。